

【訂正】お知らせ

記者発表資料

令和5年3月27日

■同時発表先：合同庁舎記者クラブ、鳥取県政記者会、島根県政記者会、岡山県政記者クラブ、広島県政記者クラブ、山口県政記者会、山口県政記者クラブ、山口県政滝町記者クラブ、中国地方建設記者クラブ

指名停止措置について(訂正)

中国地方整備局は、労働安全衛生法違反により起訴された下記業者について指名停止の措置を行いました。

1. 指名停止措置業者名及び住所

大陽塗装工業株式会社 岡山県岡山市北区下伊福本町1-31

2. 指名停止措置期間

令和5年3月27日 ～ 令和5年4月9日 (2週間)

3. 指名停止措置の範囲

中国地方整備局管内

4. 事実の概要

当該業者は、令和4年1月29日、岡山県赤磐市の2階建ての建物屋上で、労働者に防水シート設置工事を行わせるに当たり必要な安全措置を講じなかったことから、労働安全衛生法違反により、令和5年1月25日、起訴された。

5. 指名停止措置理由

上記事実は、「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」別表第1第8号(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故)に該当するため、指名停止措置を講ずるものである。

<工事請負契約に係る指名停止等の措置要領 別表第1第8号>

措置要件	期間
(安全管理措置の不適切により生じた工事関係者事故) 8 一般工事の施工に当たり、安全管理の措置が不適切であったため、工事関係者に死亡者又は負傷者を生じさせた場合において、当該事故が重大であると認められるとき。	当該認定をした日から <u>2週間以上2ヵ月以内</u>

<問い合わせ先>

中国地方整備局

082-221-9231 (代表番号) : 平日・昼間

総務部 契約課長

はらだ あきのり  
原田 明典 (内線2511)

◎総務部 専門調査官

ながさき なおき  
長崎 直生 (内線2514)